

思ったより大変な相続手続き

ご相続手続きを一通り終えた方の感想は、大半が「ほっとしました」、「大変でした」です。相続手続きの煩雑さも大きな理由でしょう。ご相続が起きた場合に戸惑わないように、どんな相続手続きが必要でいつまでに行うのか確認しておきましょう。

■相続開始後のスケジュール

期限	手続きの種類	相続手続きのポイント	
7日以内	① 死亡届 ② 火葬許可書 ③ 通夜・葬儀・初七日法要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 死亡届の提出 ➤ 火葬許可書の交付申請 	
10ヶ月以内	3ヶ月以内	① 四十九日法要 ② 遺言書の有無の確認 ③ 公的年金手続き ④ 生命保険金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通夜・葬儀費用の領収書等の保管 ※葬儀費用は債務とみなされる ➤ 公正証書遺言以外は裁判所の検認が必要 ※検認前の開封は禁止されている
		① 相続人の把握 ② 相続財産や債務の把握 ③ 相続税申告資料の収集	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 相続人の調査・確定 ※被相続人・相続人の本籍地から戸籍謄本を取得する ➤ 相続財産や債務の概要を調査、相続税申告資料の収集 ※金融機関の残高証明書、不動産の固定資産評価証明書など
		① 相続放棄もしくは限定承認の申述	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 債務の状況によっては、家庭裁判所で相続放棄等の法的手続きをとる ※放置すれば単純承認となる
	4ヶ月以内	① 準確定申告 (被相続人の所得税申告) ② 青色申告承認申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 死亡した年の1月1日から死亡日までの所得を申告 ※被相続人の納税地の所轄税務署に申告・納税する ※相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告・納税 ➤ 相続により事業を承継した場合は、青色申告承認申請書を相続人の所轄税務署へ提出 ※死亡の日に応じて定められた期間内に提出する必要がある
		① 相続財産や債務の評価 ② 遺産分割協議	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 相続財産や債務の相続税評価を行う ※場合によっては不動産の鑑定評価や測量を行う ➤ 相続人全員で相続財産の分け方(取得者や割合)を協議し、「遺産分割協議書」を作成 ※「遺産分割協議書」には相続人全員の実印を押印し印鑑証明書を添付
① 相続税の計算・申告書の作成 ② 相続財産の名義変更手続き		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 相続税申告書の作成、納税方法の検討、納税資金の準備 ※必要に応じて「延納」「物納」を検討する ➤ 相続財産(不動産、預貯金、有価証券等)の名義変更 	
① 相続税の申告と納付		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被相続人死亡時の所轄税務署に申告 ※未分割の場合、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の適用を受けられないため、注意を要する 	

- ... 自分で行える
- ... 専門家に相談・依頼する
- ... 税理士に依頼する

(レインボーニュース2024年9月号掲載)

財産リストを作成しましょう

実際に贈与をする際、何のために贈与をするのか、贈与をすることでその目的は達成できるのか、しっかりと検討をされていますか？ 例えば相続税の負担を抑えるために贈与を検討している方の中には、実際には相続税がかからない見込みの方もいます。具体的に対策を講じる前には、財産の明確なリストアップをしておきましょう。次のような財産リストを参考に、ぜひ作成してみてください。

財産リスト

1. 基礎控除額 _____ 円
(3,000万円+600万円×法定相続人の数)

2. 財産 _____ 円
(プラスの財産+みなし相続財産-マイナスの財産)

プラスの財産					
	種類	預け先(金融機関名など)	内容など	現在の残高・評価額	残す人
①金融資産					円
					円
					円
					円
②不動産	種類	住所など	面積など	現在の評価	
③その他	種類	内容など		現在の評価	
プラスの財産の合計					円
みなし相続財産					
④死亡保険金	保険会社名など		内容など	現在の受取額	受取人
					円
					円
▶非課税枠 ▲					円
みなし相続財産の合計					円
マイナスの財産					
種類	借入先	内容など		残高	
⑤債務				円	
				円	
マイナスの財産の合計					円

①財産をリストアップ

②「現在の残高・評価額」を記入

③「残す人」は次の2つをふまえて記入

▶相続後は誰の、どんな状態にしたいか

▶分割・節税・納税対策のどれが必要か

相続人間のバランスも確認しましょう
(過去の援助、相続人の事情などもふまえて考える)



年末に確認しておきたい相続の情報とは？

年末が近づく時期に相続の分野で気になるのは、やはり翌年度の税制改正大綱の発表でしょう。税制改正大綱は税制改正の概要をまとめた大枠の方針で、毎年12月中旬から下旬頃に発表されます。新聞や雑誌でも特集が組まれ毎年注目を集めますが、2023年発表の税制改正大綱には、暦年贈与の相続財産への加算期間3年から7年への延長が盛り込まれたことで特に関心が高まりました。適切な相続対策を検討し直した方も多いでしょう。

相続税や贈与税についての制度は毎年のように内容が変わっています。情報収集をしっかりと行い、現在の対策が有効かどうかを検証されている方は、税金の負担を抑えてより多くの資産をご家族に残されています。相続にかかわる情報は毎年次のスケジュールで発表されていますのでおさえておきましょう。

■12月中旬～下旬 税制改正大綱の発表

税制改正大綱をもとに作成された税制改正法案は国会で審議・可決されると、4月から新しい税制が施行されます。この頃から本格的にセミナーなどが行われるようになりますのでしっかり情報収集をしていきましょう。



■3月下旬 公示地価の発表

公示地価は土地の売買取引の指標となる価格です。7月に発表される相続税路線価とあわせて把握しておきましょう。



■4月初旬 固定資産税路線価の発表

固定資産税などの算定に用いられる価格で、同時にはじまる縦覧期間では、市区町村役場で公開される縦覧帳簿で市区町村内のすべての土地・建物の固定資産税評価額を確認することができます。5月頃に届く固定資産税納付通知書(課税明細書)でも、ご自身の土地・建物の固定資産税評価額を確認することができます。3年ごとの評価替えの年は、改めて確認しておきましょう。



■7月1日 相続税路線価の発表

相続税路線価はその年の相続税・贈与税を算定するうえで基準となる価格です。相続が発生するまで支払わなければいけない相続税がいくらか知らなかったという事態にはならないように、相続税の試算は必ずしておきたいところです。



■9月下旬 基準地標準価格の発表

公示地価と同じように売買取引の指標となる価格で、公示地価の不足地点を補完するものです。

(Information)

セミナー・無料相談会 開催のお知らせ

セミナー 開催予定



相続の準備 完全ガイド 第1講座 相続・相続税のきほん

2025年 6月29日(日) 第7集会室 14時00分～15時30分

◆講師◆ 一般社団法人埼玉県相続サポートセンター
専属相続コーディネーター 古丸 志保

無料相談会 開催予定

相続・不動産の無料相談会 初回無料

2025年 7月12日(土) 第5集会室 13時00分～17時00分

相談時間は、お一人様約45分とさせていただきます



開催場所：浦和コミュニティセンター

【浦和駅東口徒歩1分 パルコ10階】

さいたま市浦和区東高砂町11番1号

お問い合わせ・ご予約は
埼玉県相続サポートセンターまで

TEL 048-711-9183

FAX 048-711-9151

受付時間 10:00～17:30 水曜定休

WEBからの
ご予約はこちら



相続・不動産のお悩み解決のワンストップサービスを提供する、“一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター”。「相続が発生したけれど何から手を付けていいのかわからない」、「どんな専門家が必要なの?」、「相続対策、何をすべき?」などお困りの方、まずは私たちへご相談下さい。相続・不動産専門のコーディネーターが、問題解決までしっかりサポートいたします!

お気軽にご相談・お問い合わせください♪



無料相談は随時承っております!

お問い合わせ・ご相談・面談のご予約は
下記までお気軽にご連絡ください♪

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

住所 さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
エイベックスタワー浦和オフィス西館307

受付時間 10:00～17:30 (水曜定休)

電話 **048-711-9183**

FAX 048-711-9151

<https://www.saitama-souzoku.jp/>

